



# 日本版LLC(有限責任会社)制度

わが国では事業を営む組織形態として、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、民法上の組合があります。これら5つの組織に加え、現在、経済産業省では欧米で活用が進むLLC(Limited Liability Company=有限責任会社) すなわち、「日本版LLC制度」の導入に向けた環境整備を行っており、同制度が05年の商法改正案に盛り込まれる見通しとなっています。

LLCとは、株式会社、有限会社などと同様に法人格を有し、出資者は自らの出資額以上の責任を負わない有限責任制となります。一方、企業の意味は合名会社、合資会社、民法上の組合などと同様に株主総会や取締役会などで規制されることがなく、出資者が経営方針などを自由に決定することができる(=組織内自治)会社形態です。出資額の多寡にかかわらず、人材の貢献に応じた権限委譲や利益配分が可能となります。

わが国でLLCが注目されているのは、企業の価値や競争力の源として、機械や設備といった「物的資産」よりも、人間が有するアイデアや専門知識、技術などといった「人的資産」の重要性が高まりつつあることが挙げられます。人的資産型の企業を創設するには組織内自治を重視する必要がありますが、わが国の場合、組織内自治を重視すれば、有限責任制を捨て、合名会社、合資会社を選択しなければなりません。一方、有限責任制を重視すれば、組織内自治を捨て、株式会社、有限会社を選択することになります。

こうした現行の組織制度の限界を是正する新しい組織形態であるLLCの導入によって、ベンチャービジネスやバイオビジネスなど投資リスクの高い事業の起業を促すことのほか、ソフトウェア産業など専門知識や技術を持った人材が集まる産業分野での活用が期待されています。

もっとも、日本版LLC制度の導入に当り、LLCに対する課税方法が検討課題となっています。課税方法は欧米間でばらつきがあることなどもあり、法人課税とするか、或いは事業の損益を出資者に振り替えることで出資者が納税をする構成員課税とするか、慎重に議論が進められています(注)。日本版LLC制度は、わが国に存在しなかった新しい会社形態を創出する試みであるだけに、課税方法を含めた法制面での拡充によってLLCの利用価値を高めることが不可欠とみられ、今後の動向が注目されます。

佐藤 宏行

(注) 米国では法人課税と構成員課税の選択制、フランスでは法人課税となっている。

## わが国における組織形態の比較

	法人組織				LLC	組合組織
	株式会社	有限会社	合名会社	合資会社	有限責任会社	(任意)組合
法人格	有					無
責任	有限責任		有限責任と無限責任	無限責任	有限責任	無限責任
意思決定	法定の意思決定機関による多数決		定款によって自由に定めることが可能			
利益処分	組織としての意思決定が必要				定款によって自由に定められる	
課税方法	法人課税				検討中	構成員課税

(資料) 経済産業省資料を基に三重銀総研作成